

## 南関町特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 南関町

事 業 名 : 南関町特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (令和5年4月1日より法適用を予定)
処理区域内人口密度	1.00 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1(浄化槽処理促進区域)		
浄化槽設置基数	643(令和2年3月末現在)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<一般世帯> 基本料金1,100円+人数割り(6人まで)700円、(7人から)350円		
業務用使用料体系の 概要・考え方	<一般世帯以外> 基本料金1,100円+人数割り(6人まで)700円、(7人から)350円 人数の算定方法は下水道・浄化槽使用料金算定基準表に基づき設定する		
その他の使用料体系の 概要・考え方	-		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,360 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	平成30年度	3,360 円	
	令和元年度	3,360 円	
	平成29年度	3,133 円	
	平成30年度	3,097 円	
	令和元年度	3,157 円	

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人
事 業 運 営 組 織	建設課 ・水道係

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙の平成30年度「経営比較分析表」を参照。
------------------------

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

浄化槽整備区域内の人口は、計画期間(令和3年度～令和12年度)において、6,740人から5,900人に減少するものと予測されています。(0.88倍)

### (2) 有収水量の予測

無

### (3) 使用料収入の見通し

年間40基の浄化槽整備を目標として普及を図ることにより、使用料収入の増加が期待されます。しかし一方で人口減少の影響が予想されるため、使用料収入は、浄化槽整備量に見合った増加とはならないことが予想されます。

### (4) 施設の見通し

年40基の整備として、計画期間中(令和3年度～令和12年度)に合計400基の浄化槽を整備することを目標としています。既に整備している浄化槽(643基)及び今後町に寄附される浄化槽(40基程度)と合わせると、計画終了時における浄化槽基数は1,000基～1,100基程度になる見通しです。

### (5) 組織の見通し

建設課で特定地域生活排水処理事業(公共浄化槽等整備推進事業)を進めていますが、現時点では、組織の変更はありません。

## 3. 経営の基本方針

### 【南関町浄化槽整備推進事業】

町の事業として浄化槽設置基数を年間40基を目標とし、浄化槽の普及により水洗化人口普及率の向上を図ります。

### 【今後の予定】

- ・浄化槽使用料金の改定
- ・維持管理費の見直し
- ・設置数の増加

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資目標として、期間中の浄化槽整備は、年度あたり40基づつを計画しています。
-----	--

年間40基の整備を目標として浄化槽の普及を図るとともに、将来的にはPFI方式等の民間活力の導入による整備費の縮減について検討していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	浄化槽整備推進事業の財政健全化のため、事業費の縮減と使用料の確実な収納に努めます。また将来的には使用料改定を目指します。
-----	--

① 使用料収入について

今後も浄化槽の整備は進めていきますが、人口減少の影響が予想されるため、使用料収入は、横ばい若しくは徐々に減少していくものと予想されます。

② 繰入金について

一般会計繰入金は、基準外繰入も必要としているため、財政健全化のため、事業費の縮減と使用料の確実な収納に努めますが、将来的には使用料改定を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

将来的にはPFI方式または包括民間委託等の民間活力の導入により、維持管理費や職員人件費の縮減についても検討していきます。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化、共同化に関する検討はないが、下水道区域の拡大は行わず、浄化槽の設置促進により生活排水処理の最適化を図っていくこととする。
投資の平準化に関する事項	今後は、維持管理を適正に行って、施設の長寿命化と投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	将来的にはPFI方式等の民間活力の導入についても検討していきます。
その他の取組	特にありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	令和5年(2023年)4月1日から企業会計移行を予定しています。 企業会計方式に移行し、経営状況を勘案しながら使用料の見直しを検討する予定です。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている維持管理業務の民間委託を継続していきますが、将来的にはPFI方式または包括民間委託等の民間活力の導入についても検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、職員数が現状と変わらない見込みのため、現状の水準で推移する見込みです。
動力費に関する事項	特にありません。
薬品費に関する事項	特にありません。
修繕費に関する事項	適正な維持管理を行い浄化槽の長寿命化を図ります。
委託費に関する事項	浄化槽の管理業務について、民間委託を実施しています。
その他の取組	特にありません。

**5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項**

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、企業会計への移行を予定しているため、経営戦略の見直しは、法適用後の会計(企業会計)で見直しを実施します。
---------------------	---

表 5.4 投資財政計画（特定地域生活排水処理事業）（その1）

（単位：千円、％）

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収益的収支	収益的収入	1 総収益(A)	73,901	72,684	78,499	82,135	83,679	85,810	89,610	92,471	96,031	98,961
		(1) 営業収益(B)	34,305	35,598	36,869	38,119	39,357	40,583	41,781	42,952	44,112	45,241
		ア 料金収入	34,305	35,598	36,869	38,119	39,357	40,583	41,781	42,952	44,112	45,241
		イ 受託工事収益(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 営業外収益	39,596	37,087	41,630	44,016	44,322	45,228	47,829	49,519	51,919	53,720
		ア 他会計繰入金	39,596	37,087	41,630	44,016	44,322	45,228	47,829	49,519	51,919	53,720
	イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収益的支出	2 総費用(D)	47,348	50,578	53,849	57,118	60,394	63,683	66,951	70,181	73,401	76,580
		(1) 営業費用	45,125	48,157	51,187	54,206	57,227	60,249	63,245	66,208	69,172	72,110
		ア 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ その他	45,125	48,157	51,187	54,206	57,227	60,249	63,245	66,208	69,172	72,110
		(2) 営業外費用	2,223	2,421	2,662	2,912	3,167	3,434	3,706	3,973	4,229	4,471
		ア 支払利息	2,223	2,421	2,662	2,912	3,167	3,434	3,706	3,973	4,229	4,471
うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収支差引 (A)-(D) (E)	26,553	22,106	24,650	25,018	23,285	22,127	22,659	22,290	22,630	22,381		
資本的収支	資本的収入	1 資本的収入(F)	65,134	72,103	73,119	74,019	74,319	73,919	73,319	73,119	73,119	73,119
		(1) 地方債	36,270	40,540	40,540	40,540	40,540	40,540	40,540	40,540	40,540	40,540
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(2) 他会計補助金	6,600	6,600	7,200	8,100	8,400	8,000	7,400	7,200	7,200	7,200
		(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 国(都道府県)補助金	17,064	19,763	20,179	20,179	20,179	20,179	20,179	20,179	20,179	20,179
	(6) 工事負担金	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	
	(7) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資本的支出	2 資本的支出(G)	91,687	94,209	97,769	99,037	97,604	96,046	95,978	95,409	95,748	95,500
		(1) 建設改良費	71,643	72,278	72,913	73,549	73,549	74,184	74,819	74,819	75,454	76,090
		うち職員給与費	8,894	9,530	10,165	10,800	10,800	11,435	12,071	12,071	12,706	13,341
		(2) 地方債償還金	20,044	21,931	24,856	25,488	24,055	21,862	21,159	20,590	20,294	19,410
		(3) 他会計長期借入金返還金(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他会計への繰出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収支差引 (F)-(G) (I)	-26,553	-22,106	-24,650	-25,018	-23,285	-22,127	-22,659	-22,290	-22,630	-22,381		

表 5.4 投資財政計画（特定地域生活排水処理事業）（その2）

（単位：千円、％）

収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支 黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 (Q)/((B)-(C))×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(A)/((D)+(H))×100	156	144	146	144	139	135	134	132	131	129	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益一受託工事収益 (B)-(C) (S)	34,305	35,598	36,869	38,119	39,357	40,583	41,781	42,952	44,112	45,241	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S))×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V))×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	317,752	376,901	433,125	488,717	545,742	603,036	659,503	715,070	769,449	823,212	

○他会計繰入金

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	39,596	37,087	41,630	44,016	44,322	45,228	47,829	49,519	51,919	53,720
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	39,596	37,087	41,630	44,016	44,322	45,228	47,829	49,519	51,919	53,720
資本的収支分										
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	39,596	37,087	41,630	44,016	44,322	45,228	47,829	49,519	51,919	53,720

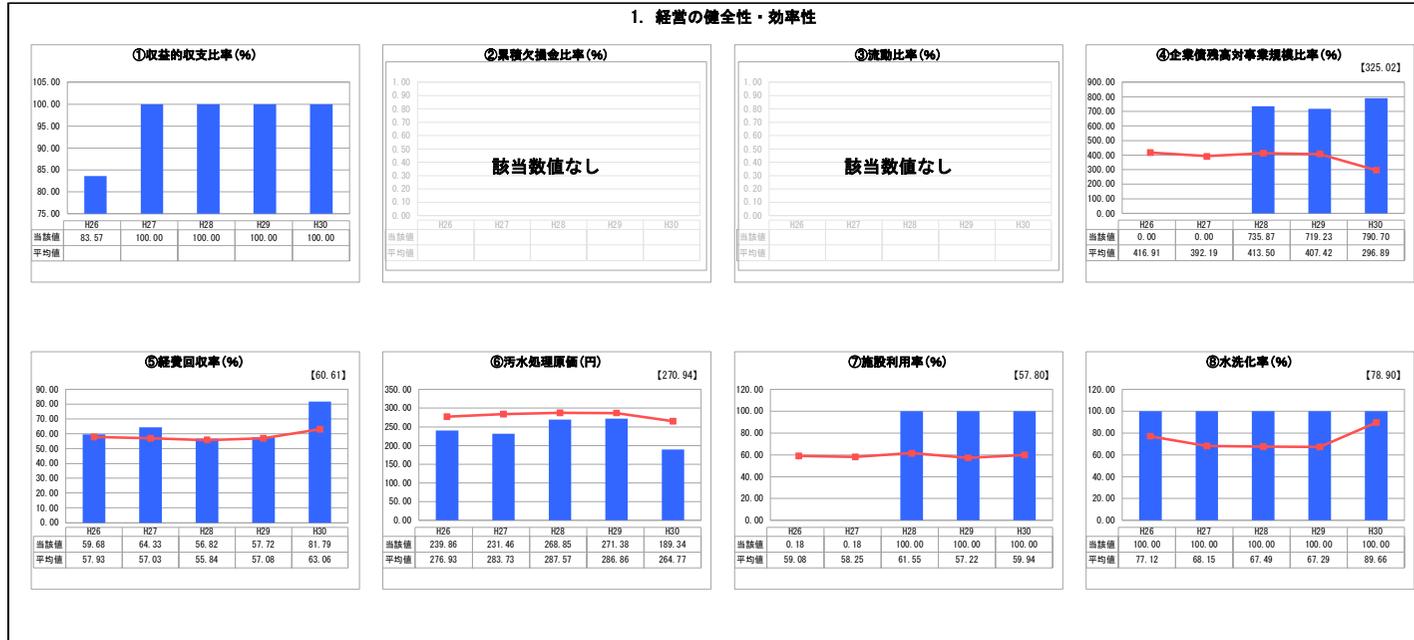
## 経営比較分析表（平成30年度決算）

熊本県 南関町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	20.70	100.00	3,360

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
9,797	68.92	142.15
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
2,016	67.78	29.74

■ 当該団体値(当該値)
一 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均



### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

⑤経費回収率は、類似団体平均より上回っているが、100%を下回っており、老朽化による維持管理費の増額が懸念されることから、料金改定等が必要と考える。⑤経費回収率が昨年より増えているが、公費負担（分流式下水道に要する経費）により経費が抑えられているためである。④企業債残高対事業規模比率が類似団体よりも多く全国平均と比べても多い。  
平成15年から市町村設置型浄化槽工事を開始し、その工事費分が④企業債残高対事業規模比率を引き上げている要因である。  
また設置基数が多くなることにより維持管理費の増加となる。

(今後の対策)  
維持管理費等の見直しや料金改定等

#### 2. 老朽化の状況について

老朽化については、保守点検業務を毎月行っており状態監視を行う。

#### 全体総括

町事業として浄化槽設置基数を年間40基を目標とし、浄化槽普及により水洗化人口の普及率の向上を図る。  
今後も事業を継続させ、浄化槽設置事業を計画している。  
人口減少等に伴う使用料の減少も視野に入れ、整備や財政計画を検討し事業の継続に努める。

(今後の予定)  
・浄化槽使用料金の改定  
・維持管理費の見直し  
・設置数の増加

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

図 5.1 経営比較分析表（平成30年特定地域生活排水処理事業）